

加古川市行政法律相談員設置要綱

平成28年3月10日

総務部長決定

(設置)

第1条 不当要求行為の対応等について、専門的知識に基づく相談業務を行うため、加古川市行政法律相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(委嘱)

第2条 相談員は、弁護士資格を有し、地方公務員法第16条各号の規定に該当しないもののうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 相談員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年度とする。ただし、年度の途中で委嘱された者の委嘱期間は、委嘱された日から当該年度の末日までとする。

2 相談員は、再任されることができる。

(職務)

第4条 相談員の職務は、不当要求行為の対応等に係る法律の専門的見地からの助言及び指導に関することとする。

(報酬)

第5条 加古川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項に規定する任命権者が市長と協議して定める相談員の報酬は、月額50,000円とする。

(費用弁償)

第6条 加古川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第7条第2項第2号に規定する任命権者が市長と協議して定める旅費相当額は、加古川市職員等旅費条例（昭和63年条例第25号）別表第1中2級の区分による旅費相当額とする。

(秘密の保持)

第7条 相談員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第8条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定にかかわらず、これを解任することができる。

(1) 疾病等やむを得ない理由により職務が遂行できなくなったとき。

(2) 相談員から辞任の申し出があったときで、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当することとなったとき。

(4) その他特別の理由があると認めるとき。

(庶務)

第9条 相談員に係る庶務は、防災安全部防災対策課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(行政法律相談員の勤務条件に関する規程の廃止)

2 行政法律相談員の勤務条件に関する規程（平成12年11月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。